

肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱

制定 平成28年4月1日畜第66号
最終改正 令和8年3月31日畜第3227号

（趣 旨）

第1条 知事は、県内の農家における繁殖雌牛の増頭や改良に対する取組を推進し、肉質や増体に優れた肥育素牛の生産拡大を図るため、①農業協同組合（以下「農協」という）が優良な繁殖雌牛を購入し、農家に一定期間貸し付ける場合、②農協自らが飼養する場合、③農協が農家の増頭の取組に対し支援する場合、④農協が農家の飼養する繁殖雌牛に優良な受精卵の移植を行う取組に対し助成する場合、又は⑤農家自らが優良な繁殖雌牛を購入し、増頭に取り組む場合に、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）、並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（事業の実施期間）

第2条 本事業の実施期間は平成28年度から令和8年度までの11年間とする。

（事業の内容、採択要件）

第3条 事業の内容、採択要件等は別表1、2、3、4、5のとおりとする。

2 採択要件等で用いる育種価は、「推定育種価」、「期待育種価」、「ゲノム育種価」のいずれかとする。期待育種価とは、父牛と母牛の推定育種価又は期待育種価を用いて算定されたものとする。なお、本牛の育種価が判明していない場合にあっては、父牛の育種価を用いることができる。

（交付の対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は次の表のとおりとする。

対象経費	補助率
農協が繁殖雌牛を購入し、農家に一定期間貸し付ける場合、又は農協自らが飼養する場合の、牛の購入に要する経費。 農協が農家の増頭の取組に対し支援する場合の、牛の購入に要する経費。 農家自らが増頭の取組をする場合の、牛の購入に要する経費。 1 増頭対策	1 増頭対策 (1) 補助対象経費の4／10以内

(1) 優良な繁殖雌牛を導入して増頭する取組 (2) 特に優良な繁殖雌牛を導入して増頭する取組 (3) 特に優良な繁殖雌牛を自家保留して増頭する取組 2 改良対策 優良な繁殖雌牛を導入する取組。 3 更新加速化対策 貸付農家が対象となる牛を淘汰して、優良な繁殖雌牛を導入する取組。 4 受精卵供給基盤対策 受精卵供給用の繁殖雌牛を導入する取組。 農協が農家の飼養する繁殖雌牛に優良な受精卵の移植を行う取組に対し助成する場合の経費。 5 受精卵移植推進対策 農家の飼養する繁殖雌牛に受精卵を移植した回数に1回あたり10,000円を乗じた額。なお、受精卵購入（移植から過去1年以内に限る）を伴う移植の場合は、移植した回数に1回あたり30,000円を乗じた額。	(280千円／頭を上限) (2) 補助対象経費の2／3以内 (660千円／頭を上限) (3) 定額(200千円／頭) 2 改良対策 補助対象経費の1／6以内 (116,000円／頭を上限) 3 更新加速化対策 補助対象経費の3／10以内 (210,000円／頭を上限) 4 受精卵供給基盤対策 補助対象経費の1／2以内 (1事業実施主体当たり 10,000千円を上限) 5 受精卵移植推進対策 補助対象経費の10／10以内
---	---

注) 補助対象経費の欄の「牛の購入に要する経費」とは、雌牛の購入価格と購入等に要した諸経費（家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費、衛生管理費、疾病予防費、輸送経費）との合計額。

（暴力団排除規定）

第5条 本事業に取り組む農協及び農家（以下「補助事業者」という。）は、自己又は組織の構成員等が、次に掲げるいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

- 3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、事業主体の変更及び事業費の20%を超える増減以外の変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後、5年間保管すること。

(6) 規則第22条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条例又は法令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(8) 補助事業者が、第5条の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用することがある。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書

は、様式第 2 号のとおりとする。

（事業の遂行状況報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、補助金の交付決定に係る年度の第 1、2、3 四半期末日における事業遂行状況を様式第 3 号により作成し、その翌月 10 日までに知事に報告しなければならない。

ただし、事業遂行状況報告書の提出期限前 1 か月以内に変更交付申請書等により遂行状況が報告されている場合にあっては、これに代えることができるものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 31 日（第 10 条第 1 項の規定により補助金の金額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の 4 月 30 日）のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 第 6 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 6 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、様式第 5 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第 10 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

2 規則第 15 条に規定する補助金交付請求書は様式第 6 号又は第 7 号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第 11 条 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、次のとおりとする。

財産名	財産処分の制限をする期間
繁殖雌牛（育成雌牛）	5 年
繁殖雌牛（成雌牛）	3 年

（事業の実施状況報告）

第 12 条 補助事業者は、様式第 8 号により事業実施期間中の事業実施状況報告書を作成し、毎年度、5 月末までに知事に報告するものとする。

（事業実施）

第 13 条 事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

（事業の着手）

第14条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合には、補助事業者は、**様式第9号**により、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

（その他）

第15条 県は、この要綱に定めるもののほか、事業の遂行状況、実施状況及び実績について、必要に応じて、補助事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月30日付け畜第2372号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日付け畜第2317号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日付け畜第3411号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日付け畜第4656号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日付け畜第4885号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日付け畜第4240号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月31日付け畜第3670号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日付け畜第3283号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月6日付け畜第2980号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和8年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月31日付け畜第3227号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和8年4月1日から適用する。

(別表 1) (増頭対策)

事業の内容	飼養者毎の繁殖雌牛の交付対象期間中の頭数（期首：4月1日、期末：12月31日）を比較し、本事業により増えた頭数分を補助対象とする。 (1) 優良な繁殖雌牛を導入して増頭する取組 (2) 特に優良な繁殖雌牛を導入して増頭する取組 農協が家畜市場において繁殖用に供する育成雌牛又は成雌牛を購入し、肉用繁殖雌牛飼養農家（以下「貸付対象者」とする。）に貸し付ける場合、又は農協自らが飼養する場合の、牛の購入に要した経費に対して助成する。 農家が家畜市場において農協を介して繁殖用に供する育成雌牛又は成雌牛を購入する取組に農協が支援する場合（以下「農家が購入する場合」）の、牛の購入に要する経費に対して助成する。 農家自らが家畜市場において繁殖用に供する育成雌牛又は成雌牛を購入する場合（以下「農家自らが購入する場合」）の、牛の購入に要する経費に対して助成する。 (3) 特に優良な繁殖雌牛を自家保留して増頭する取組 農家が家畜市場において農協を介して自家産の繁殖用に供する育成雌牛を購入する取組に農協が支援する場合に要する経費に対して助成する。 農家自らが家畜市場において自家産の繁殖用に供する育成雌牛を購入する場合に要する経費に対して助成する。
採択要件	飼養者の要件 1 次のいずれかに該当すること。 (1) 農協が牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 (2) 農協が牛を自ら飼養する。 (3) 購入農家が牛を自ら飼養する。 2 すべての飼養牛において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年6月11日法律第72号）第6条に係る情報公表に同意した者。 3 「家畜導入事業実施要領」（平成18年3月31日付け17生畜第3060号農林水産省生産局長通知）別記第3の1に定める債権管理委員会の審査等において、当該事業の対象外とならない者。
対象となる牛の要件	1 繁殖の用に供する黒毛和種の肉用繁殖雌牛で、子牛登記書又は血統登録書を有すること。 2 対象となる牛の月齢は、次のとおりとする。 (1)育成雌牛：6か月齢以上12か月齢未満であること。 (2)成雌牛：12か月齢以上72か月齢未満であること。 3 対象とする牛の貸付期間は、貸し付けた日（農協が自ら飼養する場合は、飼養を開始した日）から起算して次の期間とする。 (1)育成雌牛：5年間 (2)成雌牛：3年間 4 育種価要件は次のとおりとする。 (1) 優良な繁殖雌牛 本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内であること。 (2) 特に優良な繁殖雌牛 本牛の枝肉重量及び脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内であること。

(別表 2) (改良対策)

事業の内容		農協が家畜市場において繁殖に供する育成雌牛又は成雌牛を購入し、肉用繁殖雌牛飼養農家（以下「貸付対象者」とする。）に貸し付ける場合の、牛の購入に要した経費に対して助成する。 優良な繁殖雌牛の導入による改良の取組を補助対象とする。
採 択 要 件	飼養者の要件	1 農協が牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 2 すべての飼養牛において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 11 日法律第 72 号）第 6 条に係る情報公表に同意した者。 3 「家畜導入事業実施要領」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 生畜第 3060 号農林水産省生産局長通知）別記第 3 の 1 に定める債権管理委員会の審査等において、当該事業の対象外とならない者。
	対象となる牛の要件	1 繁殖目的に供する黒毛和種の繁殖雌牛で、子牛登記書又は血統登録書を有すること。 2 牛の月齢は、次のとおりとする。 (1)育成雌牛：6 か月齢以上 12 か月齢未満であること。 (2)成雌牛：12 か月齢以上 72 か月齢未満であること。 3 対象とする牛の貸付期間は、貸し付けた日（農協が自ら飼養する場合は、飼養を開始した日）から起算して次の期間とする。 (1)育成雌牛：5 年間 (2)成雌牛：3 年間 4 育種価要件は次のとおりとする。 本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位 1 / 4 以内であること。

(別表 3) (更新加速化対策)

事業の内容		農協が家畜市場において繁殖に供する育成雌牛又は成雌牛を購入し、肉用繁殖雌牛飼養農家（以下「貸付対象者」とする。）に貸し付ける場合の、牛の購入に要した経費に対して助成する。 貸付対象者が淘汰の対象となる牛を処分して、優良な繁殖雌牛を導入する取組を補助対象とする。
採 択 要 件	飼養者の要件	1 貸付対象者が淘汰の対象となる牛を処分する。 2 農協が優良な繁殖雌牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 3 すべての飼養牛において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 11 日法律第 72 号）第 6 条に係る情報公表に同意した者。 4 「家畜導入事業実施要領」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 生畜第 3060 号農林水産省生産局長通知）別記第 3 の 1 に定める債権管理委員会の審査等において、当該事業の対象外とならない者。
	対象となる牛の要件	1 繁殖に供する黒毛和種の繁殖雌牛で、子牛登記書又は血統登録書を有すること。 2 牛の月齢は、次のとおりとする。 (1)育成雌牛：6 か月齢以上 12 か月齢未満であること。 (2)成雌牛：12 か月齢以上 72 か月齢未満であること。 3 対象とする牛の貸付期間は、貸し付けた日（農協が自ら飼養する場合は、飼養を開始した日）から起算して次の期間とする。 (1)育成雌牛：5 年間 (2)成雌牛：3 年間 4 育種価要件は次のとおりとする。 本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位 1 / 4 以内であること。 5 淘汰の対象となる牛については次のとおりとする。 (1)貸付対象者が当該年度の期首（4 月 1 日）以前から飼養しており、繁殖に供している黒毛和種の繁殖雌牛で、血統登録書を有すること。 (2)牛の月齢は期首時点で 120 か月齢以上であること。 (3)淘汰の期間：4 月 1 日～12 月 31 日 (4)淘汰の方法：市場出荷、と畜出荷、家畜商への販売

(別表 4) (受精卵供給基盤対策)

事業の内容		農協が家畜市場において繁殖・受精卵供給に供する優良繁殖雌牛を購入し、農協自らが飼養する場合の、牛の購入に要した経費に対して助成する。
採 択 要 件	飼養者の要件	1 農協が牛を自ら飼養する。 2 すべての飼養牛において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 11 日法律第 72 号）第 6 条に係る情報公表に同意した者。 3 「家畜導入事業実施要領」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 生畜第 3060 号農林水産省生産局長通知）別記第 3 の 1 に定める債権管理委員会の審査等において、当該事業の対象外とならない者。
	対象となる牛の要件	1 繁殖・受精卵供給に供する黒毛和種の繁殖雌牛で、子牛登記書又は血統登録書を有すること。 2 対象となる牛の月齢は、6 か月齢以上 12 か月齢未満であること。 3 対象とする家畜の飼養期間は、飼養を開始した日から起算して 5 年間とする。 4 能力要件は次の（1）又は（2）を満たすこと。 （1）本牛の育種価について、脂肪交雑基準値の育種価が上位 1 / 4 以内かつ枝肉重量又はロース芯面積の育種価が上位 1 / 4 以内であること。 （2）本県の和牛改良に資する優良な血統の確保や産肉能力の向上などの観点から知事が特に必要と認めるもの。 5 佐賀県が行う和牛改良の取組に協力すること。 6 別に定める「肥育素牛生産拡大支援事業のうち受精卵供給基盤対策に係る受精卵取扱要領」の規定を遵守すること。 7 別表 1 の各対策と補助金の重複が無いこと。

(別表 5) (受精卵移植推進対策)

事業の内容		農家が飼養する繁殖雌牛又は乳用牛に優良な黒毛和種の受精卵を移植するのに要する経費に対して助成する。
採 択 要 件	飼養者の要件	1 農家及び法人 2 すべての飼養牛において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 11 日法律第 72 号）第 6 条に係る情報公表に同意した者。
	移植対象となる牛の要件	（繁殖雌牛の場合） 黒毛和種の肉用繁殖雌牛で血統登録書を有すること。 （乳用牛の場合） 乳用種の雌牛であること。
	移植する受精卵の要件	1 能力要件は次を満たすこと。 受精卵の父牛の育種価について、当該年度の期首（4 月 1 日）時点で、枝肉重量又は脂肪交雑基準値が上位 1 / 4 以内であること。
	その他要件	（乳用牛の場合） 前年度（2 月 1 日）時点で、飼養する経産乳用牛頭数に 0.3 を乗じた数を移植回数の上限とする。

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり肥育素牛生産拡大支援事業を実施したいので、令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類：様式 1－1、1－2、1－3

(様式 1－1)

1 事業の目的（又は成果）

2 事業の実施計画（又は実績）

対策名	飼養 者数	導入 頭数	受精卵 移植頭数	単価	事業費	負担区分		備考
						県費 補助金	その他	
	人	頭	頭	円	円	円	円	
計								

（注 1） 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

（注 2） 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

（注 3） 対策名および単価ごとに記入すること。

3 事業の効果

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
2 その他					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
肥育素牛生産拡大支援事業	円	円	円	円	

6 添付書類

（交付申請時）

様式１－２の繁殖雌牛貸付計画、様式１－３の受精卵移植実施計画

（実績報告時）

＜増頭対策・改良対策・更新加速化対策・受精卵供給基盤対策＞

様式１－２の繁殖雌牛貸付実績、様式１－４の肥育素牛生産拡大支援事業個体実績表、子牛登記証明書又は血統登録証明書（写）、家畜市場精算伝票等（写）、貸付契約書（写）（農協が貸付対象者に貸し付ける場合）

＜更新加速化対策のみ＞

牛の個体識別情報サービス検索結果（写）、廃用したことが分かる書類（精算伝票やと畜証明書等）、淘汰した牛が子牛を生産したことが分かる書類（子牛登記証明書等）

＜受精卵移植推進対策＞

様式１－３の受精卵移植実施計画（実績）、様式１－４の肥育素牛生産拡大支援事業個体実績表、受精卵証明書（写）、受精卵移植を実施したことが分かる書類（写）（移植証明書等）

※受精卵の購入（移植から過去１年以内に限る）を伴う移植の場合は受精卵を購入したことが分かる書類（写）

(様式 1－2)

繁殖雌牛飼養計画（実績）

番号	飼養者名	飼養予定(実績)頭数		増頭数 ②－① (A)	組入予定(実績)頭数								廃用等 ④	うち対象となる牛の淘汰予定(実績)頭数	差 引 ③－④ (B)	備考
		期首 頭数 ①	期末 頭数 ②		増頭対策			改良 対策 d	更新加速 化対策 e	受精卵供給 基盤対策 f	その他 g	合計 (a+b+c+d +e+f+g) ③				
					育種価 要件 (1) a	育種価 要件 (2) b	自家 保留 c									
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
計		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注1) 「飼養予定（実績）頭数」の欄は、交付対象期間中の頭数（期首：4月1日、期末：12月31日）を記入すること。

(注2) 「組入予定（実績）頭数」の欄について、「増頭対策」「改良対策」「更新加速化対策」「受精卵供給基盤対策」は、本事業による導入予定（実績）頭数をそれぞれ記入すること。「その他」は、本事業による導入以外で増頭予定（実績）もしくは更新予定（実績）頭数を記入し、「廃用等」は、その予定（実績）頭数を記入すること。なお、「うち対象となる牛の淘汰予定(実績)頭数」は、「更新加速化対策」での組入予定（実績）頭数がある場合に記入すること。

(注3) (A) と (B) は同数であること。

(注4) 増頭対策における増頭数は、純増でなければならない。

(注5) 育種価要件(1)本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値上位1／4以内、(2)本牛の枝肉重量及び脂肪交雑基準値上位1／4以内

(様式 1－3)

受精卵移植実施計画（実績）

番号	飼養者名	移植対象となる牛	受精卵移植実施予定 (実績) 延べ頭数	受精卵移植のみの実施予定(実績) 回数	受精卵の購入を伴 う受精卵移植の 実施予定(実績)回数	備考
1		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
2		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
3		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
4		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
5		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
6		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
7		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
8		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
9		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
10		☐ 黒牛 ☐ 乳牛				
計						

(様式 1－4)

肥育素牛生産拡大支援事業 個体実績表

1 増頭対策

(単位：円)

番号	飼養 者名	牛の所有	名 号	個体識 別番号	飼養 年月日	登録要件(※)		月齢要件(※)		育種価要件(※)		牛の購入に 要した経費 …①	左の負担区分		備 考
						子牛 登記 証明	血統 登録 証明	6 か月 齢以 上 1 2 か月 齢未満	1 2 か月 齢 以上 7 2 か 月齢未満	本牛、父の別			県費補 助金	その他	
										本牛	父牛				
1															
2															
3															
4															
5															
6															
計	—	＝	—	—		—	—	—	—	—	—				

① の平均単価

(注1) ※印の項目は、該当する欄に「○」を記入すること。

(注2) 「育種価要件」の欄は、対象牛が要領の定める要件を満たすことを育種価証明や育種価評価判定等の資料に基づいて確認すること。

(注3) 「牛の購入に要した経費」の欄には、対象牛の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）を記入すること。

(注4) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

(注5) 「牛の所有」の欄は、「農協有」又は「個人有」を記入すること。

2 改良対策

(単位：円)

番号	飼養 者名	名号	個体識 別番号	飼養 年月日	登録要件(※)		月齢要件(※)		育種価要件(※)		牛の購入に 要した経費 …①	左の負担区分		備 考
					子牛 登記 証明	血統 登録 証明	6 か月 齢 以上 1 2 か月 齢未 満	1 2 か月 齢以上 7 2 か月 齢 未満	本牛、父の別			県費補 助金	その他	
									本牛	父牛				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—				

(注1) ※印の項目は、該当する欄に「○」を記入すること。

(注2) 「育種価要件」の欄は、対象牛が要領の定めるところにより、本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内（又は、父牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内）であることを育種価証明や育種価評価判定等の資料に基づいて確認すること。

(注3) 「牛の購入に要した経費」の欄には、対象牛の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）を記入すること。

(注4) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

3—1 更新加速化対策（貸付牛）

(単位：円)

番号	飼養 者名	名号	個体識 別番号	飼養 年月日	登録要件(※)		月齢要件(※)		育種価要件(※)		牛の購入に 要した経費 …①	左の負担区分		備 考
					子牛 登記 証明	血統 登録 証明	6 か月 齢 以上 1 2 か月 齢未 満	1 2 か月 齢以上 7 2 か月 齢 未満	本牛、父の別			県費補 助金	その他	
									本牛	父牛				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—				

(注1) ※印の項目は、該当する欄に「○」を記入すること。

(注2) 「育種価要件」の欄は、対象牛が要領の定めるところにより、本牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内（又は、父牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内）であることを育種価証明や育種価評価判定等の資料に基づいて確認すること。

(注3) 「牛の購入に要した経費」の欄には、対象牛の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）を記入すること。

(注4) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

3－2 更新加速化対策（淘汰した牛）

番号	飼養 者名	名号	個体識 別番号	生年 月日	飼養開始 年月日	淘汰 年月日	トレーサビ リティ確認 (※)	淘汰時 月齢	淘汰方法(※)			備 考
									市場出荷	家畜商販売	と畜出荷	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
計	—	—	—									

（注1） ※印の項目は、該当する欄に「○」を記入すること。

4 受精卵供給基盤対策

(単位：円)

番号	飼養者名	名号	個体識別番号	飼養年月日	登録要件(※)		月齢要件(※) 6 か月 齢 以 上 1 2 か月 齢未満	能力要件		牛の購入に要した経費…①	左の負担区分		備考
					子牛 登記 証明	血統 登録 証明		育種価	和牛改良検討 会長の確認		県費補助金	その他	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
計	—	—	—		—	—	—	—	—				

① の平均単価

- (注1) ※印の項目は、該当する欄に「○」を記入すること。
- (注2) 「能力要件」は、対象牛が要領の定めるところにより、育種価要件を満たすこと、または、佐賀県和牛改良検討会会長が認めたことを、育種価証明書や別紙B等の資料に基づいて確認すること。
- (注3) 「牛の購入に要した経費」の欄には、対象牛の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）を記入すること。
- (注4) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

5 受精卵移植推進対策

番号	飼養者名	移植対象となる牛	移植した牛の名号	個体識別番号	移植日	受精卵について		備 考
						父牛名号	購入日	
1		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
2		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
3		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
4		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
5		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
6		☐ 黒牛 ☐ 乳牛						
計			—	—	—	—		

(注1) 「父牛名号」の欄は、対象牛が要領の定めるところにより、受精卵の父牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値の育種価が上位1／4以内であることを育種価証明や育種価評価判定等の資料に基づいて確認すること。

(注2) 「購入日」については、受精卵購入（移植から過去1年以内に限る）を伴う移植の場合に記入すること。

(注3) 乳用種の雌牛に移植する場合は、飼養者の1行目の「備考」の欄に、前年度（2月1日）時点で飼養する経産乳用牛頭数及び移植回数の上限を記入すること。

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注 1) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

(注 2) 「変更の内容」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前と変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるよう、変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第 3 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業の遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類：様式 1 － 4

(様式第 4 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業については、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類：様式 1－1、1－2、1－3、1－4

＜増頭対策・改良対策・更新加速化対策・受精卵供給基盤対策＞

様式 1－2 の繁殖雌牛貸付実績、様式 1－4 の肥育素牛生産拡大支援事業個体実績表、子牛登記証明書又は血統登録証明書(写)、家畜市場精算伝票等(写)、貸付契約書(写) (農協が貸付対象者に貸し付ける場合)、別紙 B(写) (受精卵供給基盤対策において、能力要件を佐賀県和牛改良検討会会長が認めた場合)

＜更新加速化対策のみ＞

牛の個体識別情報サービス検索結果(写)、廃用したことが分かる書類(精算伝票やと畜証明書等)、淘汰した牛が子牛を生産したことが分かる書類(子牛登記証明書等)

＜受精卵移植推進対策＞

様式 1－3 の受精卵移植実施計画(実績)、様式 1－4 の肥育素牛生産拡大支援事業個体実績表、受精卵証明書(写)、受精卵移植を実施したことが分かる書類(写)(移植証明書等)

※受精卵の購入(移植から過去 1 年以内に限る)を伴う移植の場合は受精卵を購入した日が分かる書類(写)

(注) 補助金交付申請書の様式に準じて記載すること。

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金について、肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく
補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第6号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け畜第 号により額の確定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳	額の確定額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円

【補助金振込先】

- ・金融機関名（支店名）
- ・口座の種類
- ・口座番号
（ふりがな）
- ・口座名義

(注)精算払いの場合の様式である。

(様式第7号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け畜第 号により交付決定の通知があった令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

【補助金振込先】

- ・金融機関名（支店名）
- ・口座の種類
- ・口座番号
（ふりがな）
- ・口座名義

- (注) 1. 概算払いの場合の様式である。
2. 様式7-1の補助金請求一覧表を添付すること。

(様式 7 - 1)

年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金請求一覧表

交付決定額 (県補助金) (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A- (B+C))	事業完了予 定年月日	備考
円	円	円	円		

(様式第 8 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業実施状況報告書

このことについて肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により報告します。

記

添付書類：様式 8－1、様式 8－2

(様式 8 - 1)

肥育素牛生産拡大支援事業における実施状況報告

番号	飼養者 名	牛の所有	名号	個体識 別番号	対策区 分名	財産処分制限期間		月齢要件		分娩実績			備 考
						開 始 年 月 日	終 了 年 月 日	6 か 月 齢 以 上 1 2 か 月 齢 未 満	1 2 か 月 齢 以 上 7 2 か 月 齢 未 満	①	②	③	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) 「対策区分名」の欄には、「増頭対策」、「改良対策」、「更新加速化対策」「受精卵供給基盤対策」を記入すること。

(注 2) 「月齢要件」の欄には、該当する方に「○」を記入すること。

(注 3) 「分娩実績」の欄には、対象牛の分娩月日を記入すること。

(注 4) 「牛の所有」の欄は、「農協有」又は「個人有」を記入すること。

(様式 8 - 2)

肥育素牛生産拡大支援事業における受精卵移植推進対策の実施状況報告

番号	飼養者名	移植対象となる牛	名号	個体識別番号	移植日	生産実績	備 考
1		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
2		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
3		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
4		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
5		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
6		☐ 黒牛 ☐ 乳牛					
計	—		—	—		—	—

(注 1) 「生産実績」の欄には、当該移植により生産された子牛の出生月日を記入すること。

(様式第 9 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度肥育素牛生産拡大支援事業の補助金交付決定前着手届

このことについて、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので、肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体等が負担すること。
- 2 補助金交付決定が受けられなかった場合又は補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

着手予定年月日	完了予定年月日	総事業費	理 由